

答申第204号（諮問第220号）

「群馬県警が組織ぐるみで一般県民の生命・財産にかかわる重大事案を捜査もせず立件せずに済ませようとしているのを、群馬県公安委員会が何もしなくてよい・又はしてはならない、という内容」の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県公安委員会が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年2月24日付けで、「群馬県警が組織ぐるみで一般県民の生命・財産にかかわる重大事案を捜査もせず立件せずに済まそうとしているのを、群馬県公安委員会が何もしなくてよい・又はしてはならない、という内容」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年3月8日、本件開示請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

（不存在の理由）

開示を請求された公文書については、作成又は取得していないため

3 審査請求

審査請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として平成29年3月29日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を作成し、その副本を審査請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成29年12月7日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成30年3月9日、本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点

本件開示請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 審査請求人の主張要旨

条例第14条第2号イ違反であり、原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・群馬県内規違反・憲法違反・判例違反を隠蔽するものであるため。

2 実施機関の主張要旨

(1) 不存在決定の理由について

審査請求人は、群馬県警察（以下「群馬県警」という。）が組織的に一般県民の生命・財産にかかわる重大事案を捜査せず、又は立件せずに済ませようとしていることにつき、群馬県公安委員会が何もしなくてよい、又はしてはならない、という内容の公文書の開示を求めているものと認められる。

そもそも、公安委員会制度は、警察行政の民主的運営、政治的中立性を確保することを目的として設置されたものであり、都道府県公安委員会の任務は、警察法第38条第3項及び第4項によれば、「県警察を管理し、法律の規程に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる」こととある。

そのため実施機関が、審査請求人が開示を求める趣旨の内容が記載された公文書を作成又は取得することは、通常想定しがたいことである。実際、実施機関では、本件開示請求の内容に合致する公文書は、作成又は取得していない。

よって、実施機関は、本件公文書不存在決定を行ったものである。

(2) 審査請求人の条例第14条第2号イ違反の主張について

条例第14条第2号イの規定は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、非開示情報である個人に関する情報から除外されることが定められているが、審査請求人の前記主張は、開示請求に係る公文書が存在することを前提としたものであり、そもそも、実施機関において、同公文書は作成又は取得をしておらず、存在しないのであるから、同規定にいう情報に該当するか否かを検討することはできない。

(3) その他の主張について

審査請求人によるその他の主張についても、本件公文書不存在決定を取り消し又は変更させるものではない。

3 口頭意見陳述における審査請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述審理録には、審査請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

- (1) 公安委員会室の職員に架電すると「個人情報が出たことについて公安委員会は何もしない」と言ったが、不存在決定を踏みにじるものだ。
- (2) 昔は公安委員会の事務局は別のところにあったが、総務課に公安委員会室ができた。
- (3) 私の答えに対して更に質問を繰り返すというソクラテスの論法をある職員が私にやってきたが、私がそんな論法にひっかかるような馬鹿だと思うのか。

- (4) 群馬県警は民事介入をし、私は群馬県警の警部補から全治10日間の傷害を受けた。証拠となる診断書もある。この怪我は安く見積もっても数万円に相当する。怪我を負わされ、県警に債権がある私が事務手数料等を支払うのはおかしい。債権と債務の相殺をするべきだ。
- (5) 個人情報保護条例違反や詐欺として刑事事件とすべき内容を当直員に話したのに警察は全然取り締まっていない。「個人情報が流出したこと等について公安委員会は何もしない」と実施機関の職員が言った。

第5 審査会の判断

1 争点（本件処分の妥当性について）

審査請求人は、「原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・群馬県内規違反・憲法違反・判例違反を隠蔽するものであるため」と主張している。一方、実施機関は、公安委員会が設置された目的に照らし、本件開示請求に係る公文書を作成し、又は取得はしていないと主張する。そこで、本件開示請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件開示請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項は、警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とすると定めている。そして、同法第38条第3項及び第4項において準用する第5条第5項の規定によれば、実施機関を含む都道府県公安委員会は、都道府県の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とし、都道府県警察を管理する権限を有する。
- (2) かかる警察の責務及びそれに対する実施機関の任務に鑑みれば、群馬県警が組織的に一般県民の生命・財産にかかわる重大事案を捜査せず、又は立件せずに済ませようとしていることにつき、実施機関が何もしなくてよい、又はしてはならない、という法令に反することを内容とする公文書を、実施機関が、作成又は取得することは通常想定し難いものである。
- (3) よって、本件開示請求に係る公文書を不存在とする実施機関の説明に特段不自然な点はなく、決定は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたもので

ある。そのため、本件開示請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件開示請求に係る公文書が存在することを前提とした審査請求人の当該主張は是認することはできない。

また、審査請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成30年 3月 9日	諮問
平成30年 6月26日 (第69回 第一部会)	審議 (本件審査請求事案の概要説明)
平成30年 8月27日 (第70回 第一部会)	審議
平成30年 9月11日	答申